

公共工事発注者の自主的な安全活動の取組事例

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 正会員 高木元也

1 はじめに

建設工事における労働災害の更なる減少のためには、これまで安全活動の主体としてきた元請業者、下請業者等の施工業者だけではなく、今後は、施工の上流側である工事の計画・設計・発注に関わる発注者の安全配慮の促進が求められる。

今年度からスタートした第12次労働災害防止計画でも、重点施策の一つに「発注者等による安全衛生への取組強化」が掲げられている。

このような背景の下、本稿では、発注者の自主的な安全活動の取組として、労働安全衛生総合研究所との連携の下、東京都水道局が推進している「水道工事事故防止アクションプログラム」を紹介する。

2 事故防止アクションプログラムの必要性

事故防止アクションプログラムの必要性を以下に示す。

(1)事故発生状況

東京都水道局発注工事の事故発生件数の推移をみると、過去14年間、増減を繰り返している。平成9年度～平成22年度の事故発生件数(人身+物損)をみると、平成9年度以降、事故発生件数は減少傾向であったものの、平成13年度に増加に転じ、その後は増減を繰り返し、平成22年度は急増している。

この間、わが国建設業の死傷災害が大きく減少する中、事故発生件数の減少傾向が見受けられないことは、憂慮すべき事態であり、早急な対策が必要である。

(2)特有災害について

事故発生状況をみると、繰り返し発生している事故がいくつかある。その特徴を次のとおり例示する。

- ①工事場所周辺を通行する第三者を巻き込む災害
- ②公道上作業に起因した事故
- ③作業帯等での輻輳した作業に起因する事故
- ④地下埋設物の損傷等、物損事故
- ⑤バックホウ等、重機激突災害
- ⑥荷上げ・荷下ろし作業による災害
- ⑦人の移動時などにおける墜落災害、転倒災害
- ⑧機械・設備等に係る維持・修繕工事特有の事故

⑨危険軽視に起因する事故

これらの事故原因には、ヒューマンエラー対策が十分でないことが強調できる。具体的には、①設備面の対策等本質安全化対策が十分に講じられていない、②①を補完する不安全行動を防止するため、基本ルールを遵守させる取組が十分でないなどがあげられる。

これらのことを踏まえ、繰り返し災害の再発防止策を重点的に推進する必要がある。

(3)発注者による中小建設業者支援の必要性

事故防止の重点課題には中小建設業者対策があげられる。中小建設業者の多くは人材面や資金面等に余裕がなく、大手建設業者と比べ安全活動の推進力が弱い。

また、中小建設業者は工事で頻発している事故に対し再発を防止する意識が高まりにくい。この理由として、中小建設業者の多くは、1年単位でみると、ほとんど事故が発生しておらず、たとえ事故が発生したとしても、それを「たまたま発生した」などと偶発的にとらえがちで、再発防止意識が高まらないことがあげられる。

このため、頻発事故の防止を推進するには、中小建設業者に対する支援が必要である。

中小建設業者に対する安全支援は、厚生労働省が策定した第11次労働災害防止計画において「中小規模事業場に対して、あらゆる機会を利用して安全衛生に対する認識の向上を図るとともに、中小規模事業場を対象とした安全衛生対策の普及、そのための支援等を推進する。」と謳われているなど、重要な政策課題である。

支援策としては、中小建設業者に対し、担当する工事で「繰り返し発生している事故は何か」を理解させ、さらに、「どのような再発防止策が有効か」を理解させることである。このことにより、中小建設業者は、優先的に安全対策を講じるべきもの、再発防止効果の高い安全対策の中身等が明確となり、効果的・効率的に安全活動を推進することができる。

このような中小建設業者への支援の担い手のひとつとして発注者があげられる。発注者は自らの発注工事で発生した事故を収集・分析し、発注工事に携わる全ての中小建設業者に対し、繰り返し発生する事故や有

効な再発防止策に関する情報提供を行うことが可能である。

発注者による中小建設業者支援は、発注者の工事事故に対する社会的責任が高まりつつある中、今後一層求められてくる。

3 水道工事事故防止アクションプラン

このような背景を踏まえ、水道工事事故防止アクションプランを策定した。



(1) 基本的な考え方

発注する工事では、毎年数多くの事故が発生している。しかも、過去 14 年間、事故発生件数の減少傾向は見受けられない。頻発事故も多く、事故防止のため、早急に対策を講じる必要がある。

事故防止の重点課題の一つに中小建設業者対策があげられる。大手建設業者と比べ経営資源に余裕のない中小建設業者に対し、発注者による支援が求められる。

発注者が支援することにより、中小建設業者の安全意識の向上、頻発事故に対する再発防止意識の向上を図ることができる。それとともに、中小建設業者に対し、優先的に対策を講じるべきものや、リスク低減効果の高い再発防止策等を理解させ、効果的に安全活動を推進させることができる。

このような発注者による中小建設業者の支援を計画的・総合的に実施するため、発注者を実施主体とした「水道工事事故防止アクションプラン」を策定する。

本アクションプランは、計画期間、行動目標を定めるとともに、目標達成のための具体的方策を提示し、推進するものとする。

(2) 計画期間

本アクションプランは、平成 24 年度を初年度とし、平成 26 年度を目標年度とする 3 か年計画とする。

(3) 行動目標

目標年度の平成 26 年度は事故発生件数を平成 23 年度と比べ半減近くまで大幅に減少させる。

(4) 推進体制

局内にアクションプラン推進事務局を置き、労働安全衛生総合研究所との連携を図り、具体的行動の推進等を行うものとする。

(5) 具体的行動

発注者が推進する具体的行動は次の 4 つである。

① 繰り返し災害とその再発防止策に関する情報提供

効果的に事故防止を図るためには、繰り返し災害の再発防止を優先的に推進すべきである。中小建設業者に対し、水道工事で繰り返し発生する事故の内容やその再発防止策などの情報を提供することにより、工事計画段階でのリスクアセスメント等による事故防止の検討を促進させる。

② 現場パトロールによる指導強化

発注者の工事担当者は「発注者の現場パトロールによる元請業者の指導」の重要性を再認識すべきである。現場パトロールにより、設備面の安全対策、および不安全行動を防止するための「安全の基本ルール遵守」等が適正に行われているかなどをチェックする。

③ 再発防止のための元請指導

事故が発生したら、原因の究明を行い、ヒューマンエラー対策、本質安全化対策を踏まえた再発防止策を立案しなければならない。ただ現状、元請業者が提出した事故報告書の多くは、そのような再発防止策が盛り込まれておらず、発注者による元請業者への指導が求められる。

④ 作業員教育の支援

中小建設業者にとって「作業員教育の改善」は最重点課題である。ただ、経営資源に余裕のない中小建設業者の多くは作業員に十分な安全教育を行うことは難しい。このため、発注者が作業員教育の支援を行うことが望まれる。

4 おわりに

平成 25 年度から、このアクションプランが実行させるが、その実施状況を観察しつつ、発注者の自主的な安全活動を支援していきたい。